



芝河原自治会サロン活動(12/12・今市)

地域の親睦と交流を深めるため、ボランティアの方々の協力を得て、農閑期にサロン活動をしています。  
今回は、日光市と塩谷町を結ぶ旧観音橋の水彩画を参加者全員で描きました。旧観音橋は新橋の開通により取り壊されるため、それぞれの思い出を語り合いながら慣れない筆を持ち、和気あいあいと行いました。



文・写真：芝河原自治会

男女共同参画社会づくりフォーラム(2/14)

男女共同参画社会に向けた新たな取り組みとして、日光市「女性の活躍」応援プロジェクト事業受講者報告会と作家・真言宗僧侶の家田莊子(さだむね)さんによる基調講演会を行いました。  
また、男女共同参画推進事業者として、株式会社 社鬼怒川タクシー、株式会社 伸銅所(のぶくわ)事業所、休暇村日光湯元が表彰されました。



文・写真：人権・男女共同参画課

モンゴル国教育関係者が研修(2/22)

思春期保健について学ぶために来日しているモンゴル国の教育関係者が市を訪れ、日光市の取り組みの一つである、学校での喫煙防止教育について研修しました。  
子どもだけでなく、その保護者への働きかけの工夫や予防活動の大切さを紹介し、意見交換も活発に行いながら、交流を深めました。



文・写真：健康課

三依で雪合戦！(2/14・藤原)

上三依公民館前で、第8回三依杯雪合戦大会が行われました。参加チームは一般の部11チーム、子ども部3チームでした。肌寒い中行われましたが、試合が始まると会場は熱気に包まれ、優勝は、一般の部は、日光市役所雪合戦同好会、子ども部は、泉ヶ丘(いづみかみ)の会(シユニア)でした。



文・写真：市民リポーター 齊藤雅樹

青ハト隊出動！(2/28・今市)

平成27年10月4日に発足した轟自主防犯青ハトロール隊が、国道461号を巡回しました。メンバーは、県警察本部指導の防犯講習会を修了した16名と、3名の入隊希望者の合計19名です。  
今市警察署生活安全課長からは「できることから少しずつ、独自のやり方で続けていってくださーい」との激励のコメントをいただきました。



文・写真：轟自主防犯青ハトロール隊

**身近なニュースを募集しています**  
まちのほっとニュースでは、皆さんから記事の投稿を募集しています。  
**募集する記事** 自治会の催しや、地域のちよっと珍しい出来事、心温まるエピソードなど  
※内容によって掲載できない場合があります。  
**応募方法** 記事に写真を添え、住所・氏名・電話番号を明記の上、持参または郵送、メールでご応募ください。  
**○記事**：140字程度(題名、日付、場所を別に記載してください)  
**○写真**：紙焼きしたもの・デジタルデータどちらでも可能です。ただし、携帯電話のカメラで撮ったものなど、大きくした際に画像が荒れてしまうものは不可とします。  
**あて先** 〒321-1292 今市本町1番地  
日光市役所 総合政策部 秘書広報課 広報係  
**メール** nishokouhou@city.nikko.lg.jp

住宅に関する補助・助成制度について  
お知らせします



被災住宅修繕工事費等補助制度

平成27年9月に発生した関東・東北豪雨による住宅被害について、修繕工事費の一部を補助しています。

補助対象者

住宅被害を受けた市民(住民票があり、居住している建物に限ります) ※被災者生活再建支援制度の給付を受けた方は対象外です。  
※経年劣化などに伴うリフォーム工事は対象外です。ただし、「住宅リフォーム等助成金」の対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

対象工事

- ①住宅部分の修繕
- ②太陽光発電、テレビ受信、給排水設備など、住宅設備の修繕
- ③住宅に付属する物置や車庫、居住する敷地内にある門、塀など付属施設の修繕(擁壁は対象外)
- ④浸水により被害を受けた床の修繕  
住宅内に流入した土砂の撤去

補助金額

対象工事費の20%以内(千円未満切り捨て)かつ上限20万円  
※④は対象工事費の50%以内(千円未満切り捨て)かつ上限20万円です。

受付期間

9月8日(木)まで  
※申請できるのは、工事完了後です。  
※申請には、り災証明、見積書などの工事内容の分かるもの、工事代金支払の領収書が必要です。

住宅リフォーム助成制度

市民の皆さんが市内の業者を利用して行う、リフォーム工事費の一部を助成します。

助成対象者

市内に居住し、所有する住宅(親または子が所有し自らが居住する住宅を含む)または、空き家バンク登録住宅のリフォーム工事を行う方で、市税などを滞納していない方  
※未契約の空き家バンク登録者は対象外です。

助成対象住宅

現在住んでいる市内の住宅で、建築後5年を経過しているもの、または、空き家バンクに登録されたもの ※空き家バンク登録住宅以外の賃貸住宅は対象外です。

助成対象工事

市内の登録業者が行う、工事費が10万円以上(消費税を含む)のリフォームなどの工事  
※助成金の交付申請前に着工した工事は対象外です。  
※関東・東北豪雨による被災住宅の修繕工事は対象外です。ただし、「被災住宅修繕工事費等補助金」の対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

助成金額

対象工事費の10%以内(千円未満切り捨て)かつ上限15万円  
※三世帯同居世帯住宅、75歳以上の高齢者同居世帯は上限20万円です。

受付期間

平成29年3月31日まで

転入者住宅取得補助制度

※申請できるのは工事着工前で、平成29年3月末日までに工事完了の報告ができるのに限ります。  
比較的若い方を市内に呼び込み、市内の活力を高めることを目的として、住宅購入費の一部を補助します。なお、申請できるのは、転入日から1年間です。その他要件がありますので、お問い合わせください。

補助対象者

- 次の全てを満たす方
- ①市外から平成26年4月1日～32年3月31日に転入した45歳以下の方(転入日現在)、市内に住宅を新築または購入した方
  - ②転入日から過去2年間、日光市に住民登録が無い方
  - ③転入後、5年以上住み続ける方

補助金額

基本額30万円  
※市内業者(要件有り)から住宅を購入入などした場合は20万円加算、高齢者の孤立防止に該当する場合は10万円加算です。

受付期間

平成29年3月31日まで